

I - 2 - (8) 郡山市立明健小学校いじめ防止基本方針

1 目的

- (1) 「いじめ防止対策推進法（第13条）」における「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」の規定を踏まえながら、「いじめは許されない」という理解をもとにいじめのない学級・学校づくりを形成する。
- (2) 「いじめ防止対策推進法（第3条：基本理念）」における「いじめ」への対策の意義について十分に理解し、「いじめの絶無・いじめによる心身に及ぼす影響の理解・生命及び心身を保護すること」を中核にした「いじめ対策」に常時取り組まれるような校内体制の強化と改善に努める。

2 いじめの定義

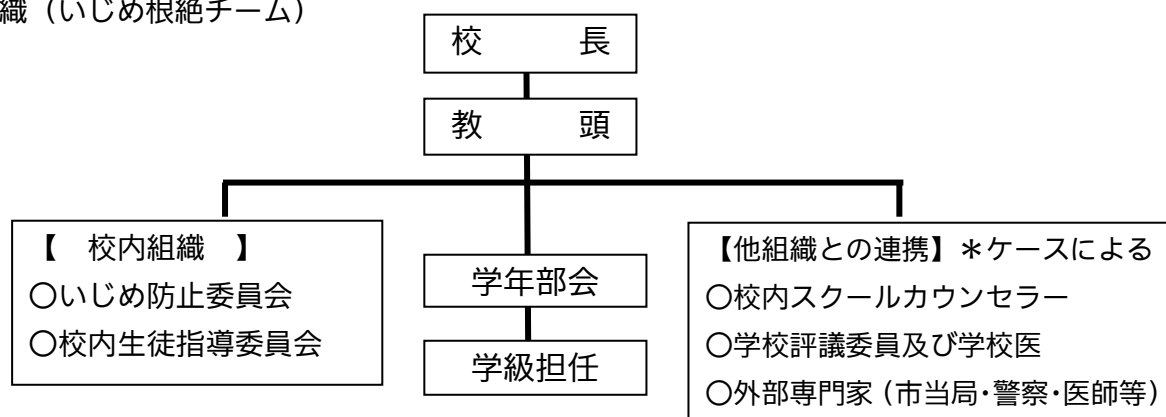
「いじめ」とは、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ネットいじめを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているもの。

（いじめ防止対策推進法より：平成25年6月28日）

3 方針

- (1) いじめはどの学校、どの学級、どの子にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防止し、いじめを把握した場合には、早期に解決できるよう、保護者、地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (2) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けた児童を守り抜くことを表明し、いじめへの対応等に、校長のリーダーシップのもと迅速かつ組織的に取り組む。
- (3) 児童のよりよい人間関係を構築できるよう、必要な取り組みを行うとともに、児童がいじめについて主体的に考え行動できるよう、指導、支援する。
- (4) 「いじめ対応」に係る教職員の資質能力向上を図る取り組みや対処方法を年間計画により具体的に設定し、P D C Aサイクルを見通した運営及び実施ができるようにする。

4 組織（いじめ根絶チーム）



5 いじめ防止のための取り組み

(1) いじめの防止の対策（年間計画別紙）

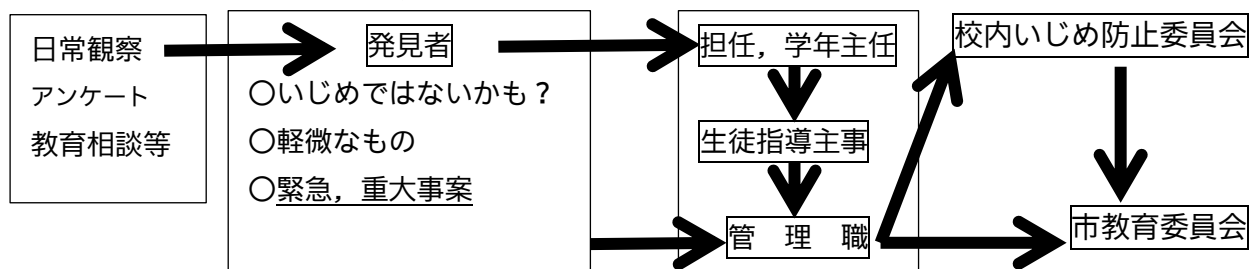
「いじめ」の共通理解については、教職員の共通理解・認識のもとで全児童に対して適宜指導と支援を実施する。特に、「いじめに向かわない態度・能力の育成」「望ましい集団づくり（学級づくり）」「自己有用感・自己肯定感が育まれる環境づくり」「児童自らいじめを学ぶ取り組みの推進」等を十分に理解しながら、いじめ防止に取り組みに努める。

- ① 明健中学校との小中連携による「互いに関わり合いながら主体的に学ぶ子どもの育成」をテーマとした日々の授業や研究授業により、「自己決定の場の設定」「自己存在感の体得」「共感的人間性の育成」を図る。
- ② 「やさしい言葉遣いをする子どもにする」ことで、一人一人の居場所のある学級経営の推進を図るとともに、道徳教育の充実と心のケアにより明るくたくましい子どもにする。
- ④ 明健中学校区小・小交流，小中交流での体験活動や「なかよしきょうだい班」でのふれあいたいタイム（縦割り班活動），その他の体験活動を通して豊かな社会性や人間性を育成する。
- ⑤ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家等を活用し，教職員のカウンセリング能力やいじめ問題への対応能力向上を図るため校内研修を推進する。
- ⑥ 5月を「いじめ防止啓発月間」とし，児童会等により児童が主体的ないじめ問題への取り組みの充実を図るなど，いじめ防止に関する啓発活動を行う。
- ⑦ 職員会議，いじめ防止委員会，生徒指導委員会，等での職員の共通理解を図る。また，ネットいじめ防止対策として，関係機関との連携を図った教職員の研修，児童，保護者への啓発活動を行う。

(2) いじめの早期発見の対策

- ① 児童と教職員の信頼関係の構築に努め，日常において児童の小さな変化や危険信号を見逃さない。気になる時はその時点で事情を聴く。児童の言い分だけで判断せず，正確な情報収集に努める。
- ② 児童の欠席状況の確認，ノートや日記等から児童の実態把握に努める。
- ③ 生徒指導部と連携し，定期的なアンケート調査や個別面談等を実施し，学校組織をあげて児童一人一人の状況を把握に努める。
- ④ 教職員相互が積極的に情報交換を行い学級担任が一人で抱え込まないように配慮する。
- ⑤ スクールカウンセラーによる相談活動に充実を図るとともに，電話相談窓口（総合教育支援センター，子ども家庭相談センター等）を保護者，児童，職員に周知する。
- ⑥ 参観日や家庭訪問，PTA 活動等で保護者や地域等と情報を共有する。また，補導活動や地域の行事等の機会を捉えて，地域や関係機関との情報交換に努める。

【いじめ発見から対応についての流れ】



(3) いじめ対処について具体的措置

発見・通報を受けた場合は、問題を軽視せず、速やかに組織を活用し被害児童を守り通すとともに毅然とした態度で加害児童への指導を行う。管理職への報告・連絡・相談をし、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関、専門機関と連携して対応に当たる。

【発見・通報からの具体的な対応について】

いじめの発見	具体的な対応策
いじめ行為の発見・通報	<ul style="list-style-type: none"> ・児童や保護者の訴えに真摯に傾聴し、児童の安全を確保する ・ケース会議、いじめ根絶チームへの情報共有と関係児童の事情聴取及び担任・学年会等での話し合い等による情報交換を行う ・事実確認結果と校長による設置者への連絡と被害・加害保護者への連絡 ・いじめが継続される場合や法を犯す行為がともなう場合は、早期に警察等に相談し、協力を求める
いじめられた児童・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・児童への事実関係の聴取：「担任・生徒指導主事」（個人情報の扱い・プライバシーへの留意） ・家庭訪問の実施：保護者への事実関係の提示 ・いじめられた児童への寄り添える体制づくり（共感し、心の安定を図る） ・状況に応じた出席停止制度の活用 ・外部専門家への協力依頼と実践（心理・福祉の専門家・教員OB・警察官OB等） ・アンケート調査の実施による状況判断の厳密化と情報提供
いじめた児童・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・児童への事実関係の聴取：「担任・生徒指導主事」 ・いじめ確定の場合は、複数教員で専門家・OBの協力を得て組織的に止めさせ再発防止措置をとる。 ・事実関係確認後、保護者理解や納得を得て協力を求め、保護者への継続的な助言を実施する ・いじめの背景に配慮し当該児童の人格形成を図る ・当該児童を一定の配慮の下、特別指導計画での指導の実施（個人情報の取扱・プライバシーの配慮） ・いじめた児童の別室指導の展開 ・出席停止の実施、警察との連携 ・学校教育法第11条による「懲戒」の適用判断（教育的な配慮と判断が必要）
いじめが起きた集団への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・学級全体での話し合いによるいじめ根絶の態度の育成 ・加害、被害の両児童と他児童との関連でよりよい集団や人間関係を作り上げる活動を展開する。
ネット上のいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット上の不適切な書き込みには即座にプロバイダーに削除を依頼する。 ・削除されない場合、法務局や地方法務局への協力、児童の生命への危険がある場合、所轄警察署に連絡し適切な援助を求める。 ・使用における保護者への情報モラルへの啓発

6 配慮事項

(1) いじめへの対応は、全職員による組織的な指導体制を整えて一致協力しながら対応する。その場合、「心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察OB」等の外部専門家が参加することもより実効的になることが期待される。

※ 上記の外部専門家については、現時点で対応できる範囲での配置とする。

(2) 校務分掌・組織体制については、一部教職員への負担がかからない配慮と適正化を実施し組織を整える。

(3) 学校評価におけるいじめ関係の調査については、児童の実態・地域の状況を十分に配慮し目的に応じた内容や活用方法を提示しながら調査できるように関係職員との協議を勧めながら設定する。

※ 調査内容については、十分な検討時間の確保が必要である。(調整をして実施する)

(4) 地域や家庭と連携しながら、いじめ問題の重要性の認識を広める必要がある。

- ・家庭訪問や学校だよりでの啓発
- ・PTAや地域諸団体との連携（青少協との連携）
- ・学校評議員会での協議等

7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」のとりえ方

自殺企図、身体の重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患の発症等を想定

② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」のとりえ方

年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査する。

(2) 重大事態対応の流れ

① 管理職より教育委員会へ報告し、学校内に調査組織を設置する。

② 重大事態調査の主体は教育委員会が進める。学校が「いじめの結果ではない」「重大事態でない」と考えても教育委員会は報告・調査等にあたる。学校は調査機関に対して積極的に情報を提供し、主体的に再発防止に努める。調査は聞き取り調査や質問紙調査等で行い、児童が不利益にならないように情報管理を十分に行う。

③ いじめを受けた児童・保護者への調査結果の提供及び報告。

④ 市教育委員会は調査結果を市長に報告する。

⑤ 市長が必要と認めるときは付属機関を設けて再調査を行うことができる。

明健小学校「いじめ」防止のための年間計画

月	活動及び委員会等		道徳・学活等指導項目	
	内 容	関係委員会	題材主題名	学年
4月	校内いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	みんなのきまり(学)	1
	生徒指導委員会	生徒指導部	さとしの心(道)	3
	就学指導委員会	就学指導部	男女の協力(学)	5
	参観日, PTA 総会, 学級懇談会	学年主任, 担任	星野くんと定金くん(道)	5
5月	いじめ防止月間	運営委員会	キュウイフルーツのたなの下で(道)	3
	家庭訪問	担任	男女の協力(学)	4
	ふれあいタイム	なかよしきょうだい班	消えたマイケル(道)	5
6月	いじめ調査	生徒指導部	よいことばづかい(学)	1
	校内いじめ防止委員会 (調査の結果必要に応じて)	いじめ防止委員会	わけっこしよう(道)	2
7・8月	生徒指導良い無き	生徒指導部	二わのことり(道)	1
	参観日, 学級懇談会	学年主任, 担任	ハムスター(道)	2
	ふれあいタイム	なかよしきょうだい班	男女で協力しよう(道)	6
	校外子ども会(校外生活指導の徹底)	校外委員会	絵地図の思い出(道)	6
9月	ラウルスウォークラリー	なかよしきょうだい班	人間愛の金メダル(道)	4
10月	家庭教育学級		およげないリスさん(道)	1
	お話会	お話ポケット	お母さんかないで(道)	3
	ふれあいタイム	なかよしきょうだい班	ことばの贈り物(道)	5
11月	参観日, 学級懇談会	学年主任, 担任	みんななかよく(学)	1
	いじめ調査	生徒指導部	友だちのよいところ(学)	2
	校内いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	わたしのたんじょう(学)	3
	ふれあいタイム	なかよしきょうだい班	なんとなく(道)	4
12月	生徒指導委員会	生徒指導部	学級の問題を話し合おう(学)	3
	校外子ども会(校外生活指導の徹底)	校外委員会	友だち屋(道)	3
1月	校内いじめ防止委員会	生徒指導部	どっちーぬくん(道)	2
	ふれあいタイム	いじめ防止委員会 なかよしきょうだい班	絵はがきと切手(道)	4
2月	ふれあいタイム	なかよしきょうだい班	心の中のおにをたいじしよう(学)	3
	いじめ調査		マーチン少年の夢(道)	5
3月	校内いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	あかちゃんがうまれるよ(道)	1
	生徒指導委員会	生徒指導部	泣いた赤おに(道)	3
	参観日, 学級懇談会	学年主任, 担任	あなたが持つ生きる力(道)	4
	校外子ども会(校外生活指導の徹底)	校外委員会	共に生きるために(道)	6
	年間実施計画の見直しと改善	教育課程編成会議	この手に命を受けて(道)	6

「いじめ」防止対策フローチャート

